

## 第22回 容量市場の在り方等に関する検討会 議事録

### 1. 開催状況

日時：2019年11月19日（火） 15:00～15:50

場所：電力広域的運営推進機関 会議室A・会議室B・会議室C

出席者：

大山 力 座長（横浜国立大学大学院 工学研究院 教授）

秋池 玲子 委員（ポストンコンサルティンググループ マネージング・ディレクター&シニア・パートナー）

秋元 圭吾 委員（公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究グループリーダー・主席研究員）

安念 潤司 委員（中央大学法科大学院 教授）

市村 拓斗 委員（森・濱田松本法律事務所 弁護士）

大滝 博明 委員（伊藤忠エネクス株式会社 電力・ユーティリティ部門 電力需給部 次長）

岡本 浩 委員（東京電力パワーグリッド株式会社 取締役副社長）

加藤 英彰 委員（電源開発株式会社 経営企画部長）

上手 大地 委員（イーレックス株式会社 経営企画部長）

紀ノ岡 幸次 委員（関西電力株式会社 エネルギー・環境企画室 エネルギー・環境企画部長）

小宮山 涼一 委員（東京大学大学院 工学系研究科 准教授）

竹廣 尚之 委員（株式会社エネット 経営企画部長）

中村 肇 委員（東京ガス株式会社 電力トレーディング部長）

松村 敏弘 委員（東京大学 社会科学研究所 教授）

圓尾 雅則 委員（S M B C日興証券株式会社 マネージング・ディレクター）

山田 利之 委員（東北電力株式会社 執行役員 送配電カンパニー 電力システム部 技術担当部長）

森本 将史 オブザーバー（資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 電力供給室長）

日置 純子 オブザーバー代理（経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 ネットワーク事業制度企画室長）

欠席者：

林 泰弘 委員（早稲田大学大学院先進理工学研究科 教授）

下村 貴裕 オブザーバー（資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室長）

恒藤 晃 オブザーバー（経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 総務課長）

黒田 嘉彰 オブザーバー（経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 取引制度企画室長）

議題：

発電側基本料金の容量市場での扱いについて

事業者説明会の開催状況、及び募集要綱案のパブリックコメントの実施について（報告）

資料：

(資料1) 議事次第

(資料2) 委員名簿

(資料3) 発電側基本料金の容量市場での扱いについて

(資料4) 事業者説明会の開催状況、及び募集要綱案のパブリックコメントの実施について（報告）

(別紙) メインオークション募集要綱（案）意見募集実施版

## 2. 議事

### (1) 発電側基本料金の容量市場での扱いについて

○ 事務局より、資料3に沿って、発電側基本料金の容量市場での扱いについて説明が行われた。

[主な議論]

(市村委員)

前回、他市場収益の割合を見て発言したものを考慮いただき、結論は変わらないが、今回の事務局の整理に異論はない。今回の議論に直接関わらないが、11 スライド目に2つ目、3つ目に記載されているとおり、発電側基本料金は固定費なので、事業者は他の固定費と同様に応札価格には織り込むと考えられる。他方で、2020年7月に第1回目のオークションが迫っており、織り込む価格として現状示されている平均価格としての150円/kW・月、1800円/kW・年が目安となるが、地点別により上振れ下振れがある。その点で、2020年7月の時点では、事業者としていくら織り込んでいいか、必ずしも分からない点を懸念している。また、監視側もいくら織り込むことが適正か、一定の目安がないと監視が難しいのではないかと考える。2023年に発電側基本料金を導入することを目指している中で、2020年7月の時点で、地点別の具体的な価格を細かく決めることが難しいことは十分理解しているが、上限、下限、幅などを示していただいた方が、適切な事業者の応札行動となるのではないかと考える。

(中村委員)

今回の事務局案に賛同する。その上で、2点コメントさせていただく。1点目は、市村委員が発言されたことと重複するが、11スライドに記載されている発電側基本料金を応札価格に含める点についてである。これは合理的な整理であると考えられるが、個別の電源の料金は地域性や割引の有無によって変わってくるため、2020年7月の段階で、この水準を正確に把握することは難しい。このまま事業者判断で応札となると、不確実性から安全サイドで応札することになりかねない。容量市場の応札価格に織り込むにあたっての一定のルールを示していただくようご検討いただきたい。2点目は、制度設計専門会合や制度検討作業部会に報告いただけるとのことなので、発電側基本料金の導入により、容量市場や相対取引を通じて、結果として小売電気事業者が負担していく電源調達コストの増分と託送料金の減額でキャンセルされることにより、小売電気事業者の総額としての負担が増えているか、という点についても事後検証していただきたい。

(秋元委員)

前回欠席したため、あえて賛成と言わなくてもいいのかもしれないが申し上げる。今回、事務局案として提示された考え方は全体整合的であり、結果として変わらないとのことだが、論理的であることが必要であるため今回の案でいいと思う。また、これはNet CONEを算定することなので、とりあえず1800円/kW・年で置くということは合理的と考える。

(松村委員)

変えないという整理に異論はない。これまでの発言を聞いていると心配になったため、今回の内容ではないが申し上げる。監視に関して、どのように監視するのか、織り込み価格をどう評価するのかは、ある程度基準をはっきりさせないと分かりにくい、という点について考え方を整理することは意味あるかもしれない。しかし、強烈に勘違いしている人がまだいるのではないかと、この点を心配しているため、いつも言うことをもう一度繰り返させていただく。容量市場において、稼働率が非常に低く、発電側基本料金を含んだ容量の価格をもらわないとたむしかなないという状況である電源は、発電側基本料金を織り込むことにより応札価格が上昇することは不当なことではない。しかし、大半の電源は容量市場でお金をもらえようがもらえまいが、当該1年間は動かすつもりであるならば、本来0円で応札することが合理的である。発電側基本料金を織り込むか否かを悩むのは、たむかどかかの迷っている電源だけ。しっかり理解して発言されていると思うが、色々な審議会において、これを機に価格を釣りあげようという気が満々と感じられる発言がしばしば出ており、今回の検討会においても計算が難しいという発言もあったが、そのような電源が一体いくらあるのかをしっかりと考えて発言しているのか、ということがとても心配になったので、念のための発言させていただいた。

(小宮山委員)

今回、ご提案のとおり、Gross CONE に他市場収益比率を乗じて、他市場収益を算定する点に異論はない。気になる点としては、イギリスと日本では発電側課金の水準感が若干異なるので、それにより他市場収益に実際にどの程度影響を与えるのかということ。ただし、現時点では、シミュレーションすることが難しいということは理解しているため、今回の提案に異論はない。

(紀ノ岡委員)

現時点においては事務局案に基本的に賛成する。制度開始当初なので、一旦、この算定式でスタートするということが、市場監視において実態と異なる点が見えてきた場合には、検証の上、アップデートしていただくようお願いする。

(岡本委員)

今回の案でスタートすることに異論はない。基本的には発電事業者において、色々な市場の収益と発電コストを考慮して自らの収益を評価し、容量市場に応札するのか、廃止するのかを選択されると思うが、必ずしも Net CONE の水準だけですべて決まるわけではなく、様々な競争が行われた上で、効率的な供給力が確保されることを期待している。シミュレーションの話が出ていたが、色々な市場がある中で、少なくともシミュレーションにより定性的に理解されていないと、容量市場の導入により起きた変化が、これでよいのか、見直す必要があるのかが評価しにくい。シミュレーションにより他市場収益を決めるということではないが、しっかり評価できるようにシミュレーションの準備をお願いしたい。一般送配電事業者からすると、必要な供給力が効率的に確保できる状況になっていることが一番大事なことであるが、これによりコストがかかりすぎるとか、予備力が少なかったり多かったりなど、実際の動きを見て検証し、必要があれば適宜見直しが必要だと思うので、その点からもシミュレーションが重要である。

(加藤委員)

発電側基本料金の織り込みの考え方については、弊社としてもまずは事務局案で始めるものと理解している。その上で、気になる点を述べたい。発電事業者にとって、発電側基本料金の導入により基本的には固定費が増えることになるが、この増額分を、容量市場を含めたトータルの商取引で適切に回収していけるのかが大きな問題となってくる。容量市場においてマージナルな電源であり、かつその他市場で収入が見込めない電源は、発電側基本料金を織り込んでコ

ストを上げて応札するか、そうしないと退役する可能性が出てくる。退役が早まり新陳代謝が加速するという事態が起こった結果、スポット市場の価格の上昇に繋がる可能性もある。また、小売電気事業者の託送負担が減ることによって、小売電気事業者の行動が変わり、スポット市場の価格が上昇することも可能性として考えられる。いずれにしても、容量市場のみならず他市場を含めて、トータルで電源が適正にコストを回収できるようになるためには、それなりに時間がかかる点を懸念している。容量市場開設時においてもスポット市場は限界費用での札入れとなっており、当面の間は、発電事業者は固定費の増分を確実に回収する観点から、市場取引より相対取引を志向する傾向が強くなるのではないかと考えている。一方、購買力が強い小売電気事業者は、相対取引で調達するのか、市場取引で調達するのかを天秤にかけることができるため、相対取引しか選択できない発電事業者は交渉上、極めて厳しくなる点を懸念している。また、発電・小売が一体の会社は、小売部門の負担を発電部門に付け替えることになるが、発電専門の会社は費用が純増になる構図となる。このような状況を踏まえると、発電・小売が一体の会社と発電専門の会社とでは、販売価格への転嫁に係る協議の困難さが必然的に変わってくる。発電・小売一体会社と発電専門会社において、発電と小売の協議が歪むことがないように、独禁法の観点も踏まえ、GLで適切に規定していただきたい。また、真摯に協議を頑張っても歪んだ状況が継続する場合に備え、紛争解決の手段も併せて検討いただきたい。

(市村委員)

松村委員の発言に関連して、発電側基本料金が導入されることにかこつけて、価格の釣り上げを行ってはならないという点、また、容量市場におけるマージナル電源の価格に発電側基本料金の負担分が効いてくる点はそのとおりであるが、現状で相対取引を行っている電源がすべて0円で応札することが合理的かという点、必ずしもそうではない。2020年度の入札においては、4年後の市場の状況を踏まえて入札する必要がある。例えば10年の相対契約を締結している電源であれば0円で入札することは基本的には合理的といえるが、毎年度の自動更新となっている契約においては、4年後に契約があるかはわからないし、契約が4年後まである場合でも中途解約が可能となっている場合もある。この場合は、容量市場において実際の固定費を踏まえた価格で入札することも経済合理的な行動の一つといえることから、相対契約のあるすべての電源について0円で入札することが唯一の合理的な行動かという点必ずしもそうではない。そのため、発電事業者が入札行動について合理的な判断ができるようにすることが重要であり、その観点からは発電側基本料金の水準・目安についても示されることが望ましいと考えている。

(大山座長)

本議題については、基本的に事務局案で了承されたと思う。以上で本議題を終了する。

## (2) 事業者説明会の開催状況、及び募集要綱案のパブリックコメントの実施について(報告)

- 事務局より、資料4に沿って、事業者説明会の開催状況、及び募集要綱案のパブリックコメントの実施について説明が行われた。

[主な議論]

特段質疑、意見は無し。

(大山座長)

以上で本日の議事は終了する。

以上